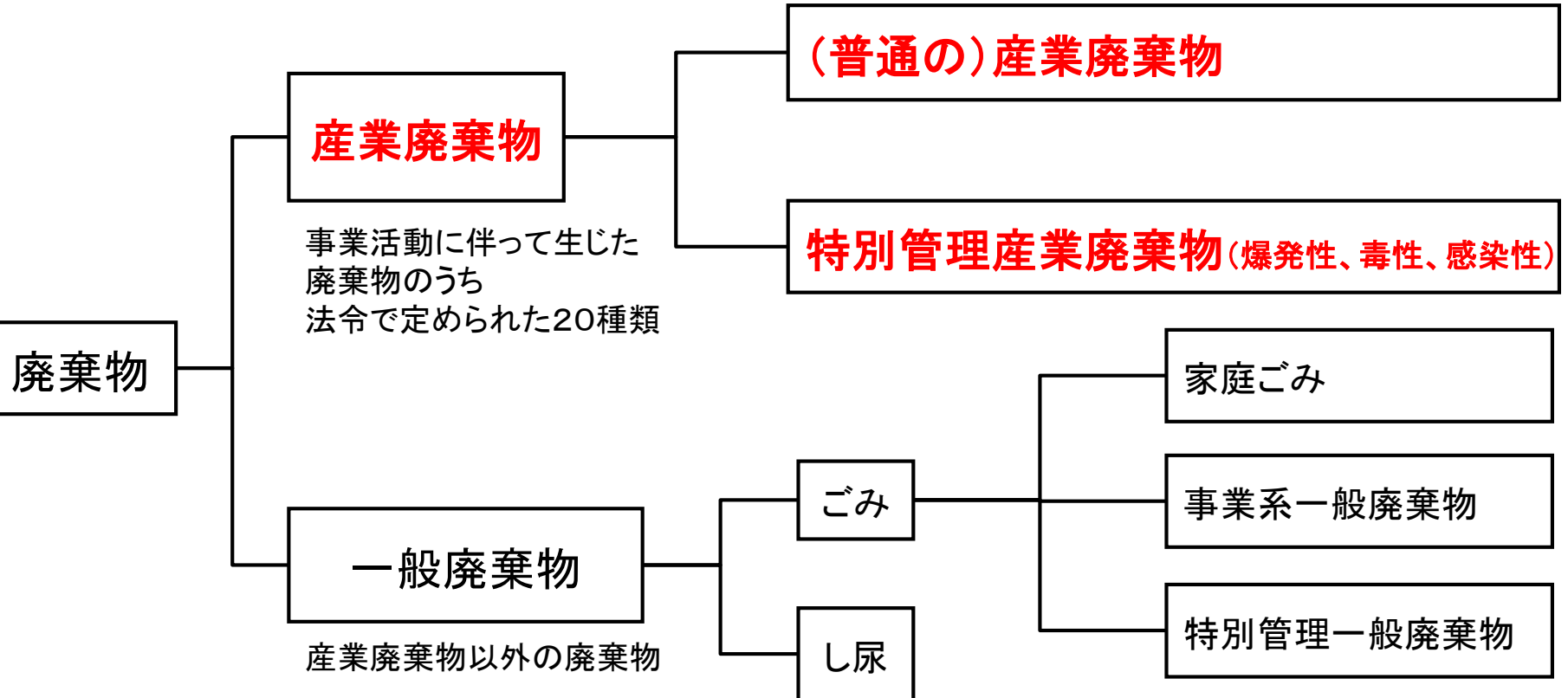


# 1 産業廃棄物

# 廃棄物の区分

廃棄物：固形状、液状の不要物



廃棄物処理法で廃棄物の種類が定められている

# 産業廃棄物の種類（1）

種 類	具 体 例
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ、その他焼却かす
(2) 汚泥	排水処理および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、炭酸カルシウムかす、カーバイトかす、建設汚泥等
(3) 廃油	廃潤滑油、絶縁油、廃切削油、廃溶剤、廃タールピッチ等
(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃苛性ソーダ廃液、アルカリ性めっき廃液等、すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状のすべての合成高分子系化合物
(7) ゴムくず	天然ゴムくず
(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず、古鉄
(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	空きびん、レンガくず、石膏くず、石膏ボード、製造過程で発生したコンクリートくず
(10) 鉱さい	高炉・電炉等の溶解炉かす、鋳物廃砂、不良鉱石
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート・レンガ・かわら等の破片、アスファルト破片
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん

あらゆる事業活動に伴うもの

# 産業廃棄物の種類（2）

	種 類	具 体 例
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙・板紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、樹皮等、物品賃貸業から生ずる家具・器具類等、  <i>貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず（全業種）</i>
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（縫製を除く）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場で発生した牛豚等の不要部分、食鳥処理場で発生した鶏等の不要部分
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化処理物）		

# 業種指定のある産業廃棄物の例

- 家屋解体で生じた木くず  
▪ 木製パレット  
▪ 道路建設のために伐採した木  
⇒ 産業廃棄物 (木くず)
- 造園業者が剪定した木くず  
⇒ 一般廃棄物
- 食料品製造工場で生じた食品くず  
⇒ 産業廃棄物 (動植物性残さ)
- 飲食店やスーパーで生じた食品くず  
⇒ 一般廃棄物

# 安定型産業廃棄物

(令第6条第1項第3号イ)

## 1 廃プラスチック類

(自動車又は電気機械器具を破砕したもの、廃プリント配線板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)

## 2 ゴムくず

## 3 金属くず

(自動車又は電気機械器具を破砕したもの、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)

## 4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(自動車又は電気機械器具を破砕したもの、ブラウン管の側面部、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)

## 5 がれき類

## 6 環境大臣が指定する産業廃棄物

(石綿を溶融又は無害化処理したものなど)

# 窯業系サイディング材について

窯業系サイディング材は板状に加工された外壁材で、  
ほとんどは **セメント＋繊維質原料** からなる成形板  
(木質繊維、木片、パルプ等)

木質繊維等を含むものは  
「**安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない**」

平成23年3月30日付環境省通知「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」



外見は  
スレート



内部に  
木片あり

※ 見た目では判別が付きにくい場合あり

# 水銀産業廃棄物について

## 1 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した「電池」「蛍光ランプ」「電気制御用のスイッチ及びリレー」「水銀体温計」「水銀式血圧計」など

## 2 水銀含有ばいじん等

① 水銀を15mg/kgを超えて含有する「ばいじん」「燃え殻」「汚泥」「鉱さい」

② 水銀を15mg/Lを超えて含有する「廃酸」「廃アルカリ」

※ 特別管理産業廃棄物であるものを除く

## 3 水銀汚染物(特別管理産業廃棄物)

## 4 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)



# 特別管理産業廃棄物の種類

種類	性状および具体例
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 《関連事業》紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 《関連事業》カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性 産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等） 《関連事業》病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	<b>廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃PCBおよびPCBを含む廃油</li> <li>・ PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類</li> <li>・ 廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）</li> </ul>
	<b>廃水銀等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設等から生ずるもの</li> <li>・ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀</li> </ul>
	<b>廃石綿等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの</li> <li>・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の粉じん装置で集められたもの等</li> </ul>
	<b>有害産業 廃棄物</b> <p>有害金属等を含む産業廃棄物</p>

# 石綿含有仕上塗材が 産業廃棄物になったものについて

石綿含有仕上塗材が除去等に伴い産業廃棄物になったものについては、令和3年3月の石綿含有産業廃棄物処理マニュアルの改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿から産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物に区分が見直され、除去工法によってはその品目が汚泥に該当する場合もあることが示された。(泥状のもののみ。泥状でないものは「廃プラスチック類」又は「がれき類」に該当。)

この改正に伴い、石綿含有産業廃棄物を含む産業廃棄物の種類に汚泥が追加された。

なお、石綿含有仕上塗材が産業廃棄物になったものの運搬には、石綿含有産業廃棄物として破碎しないこと、他と区分することが求められるほか、石綿含有産業廃棄物処理マニュアルにより、耐水性プラスチック製袋で二重梱包し、その状態のまま運搬すること等が求められている。

石綿含有建材の種類	(特別管理)産業廃棄物の種類	
	令和3年3月まで	令和3年4月以降
吹き付け石綿(レベル1)、 石綿含有断熱材等(レベル2)	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	
石綿含有スレート等(レベル3)	石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類)(汚泥は含まれない)	
石綿含有仕上塗材(吹付け以外)	石綿含有産業廃棄物	
石綿含有仕上塗材(吹付けのみ)	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物(汚泥に該当する場合あり)

※ 石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類は、都道府県・政令市により異なる場合がある